

安芸高田やちよクリニック 施設基準

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

診療科目：内科、放射線科、リハビリテーション科、精神科

入院病床：許可病床 12床

・医療保険適用病床 12床 → 休床中（2025.04 現在）

当院は、下記の施設基準に適合している旨の届出を中国四国厚生局へ行っております。

●情報通信機器を用いた診療に係る基準

情報通信機器を用いた診療を行うのに十分な体制が整備され、オンライン診療の指針に従って適切に実施する体制を有しています。

●機能強化加算

外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含む、よりの確で質の高いかかりつけ医機能を持つ診療所を評価するための加算です。

●外来感染対策向上加算

診療所における外来診療時の感染防止対策に係る体制を評価する加算です。平時からの感染防止対策の実施や、地域の医療機関などが連携して行う感染症対策への参画をさらに推進することを目的としています。

●連携強化加算

外来感染対策向上加算に係る届出を行っている保険医療機関が、感染症対策に関する医療機関間の連携体制を評価として新設された加算です。

●サーベイランス強化加算

医療機関が感染症対策に関する情報提供体制を強化し、地域や全国レベルの感染症サーベイランスに参加することで評価される診療報酬の加算です。

●時間外対応加算2

診療時間外に患者または家族からの問い合わせを電話などで受けつけ、必要に応じて診療や往診、他医療機関との連携などを行うことができる体制を整えています。

●別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所

当院は、病気や障害などで病院への通院が困難な患者様が、自宅で安心して療養できるよう、医師や看護師が定期的に訪問し診療や看護を行う医療機関としての施設基準を満たしています。訪問診療を通じて、地域における在宅医療の提供に努めています。

●がん治療連携指導料

当院では、がん診療連携拠点病院などが作成した「地域連携診療計画」に基づき、がん患者様の治療を行っています。この計画に沿って当院で診療を行い、その内容を計画を作成した病院に報告することで、「がん治療連携指導料」として月1回300点の診療報酬が算定されます。

●在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

当院は、在宅時医学総合管理料及び施設入所時医学総合管理料の算定に係る施設基準を満たし、適切な訪問診療体制を整備しています。通院が困難な患者様（老人ホームや介護施設などの入居者も含め）に対して、医師が定期的に訪問診療を行い、総合的な医学管理を行った場合に算定できる診療報酬で、継続的かつ計画的な医学管理を実施しています。

●在宅がん医療総合診療料

通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者様に対する在宅診療に関わる施設基準で、通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者様に対応します。

●CT撮影及びMRI撮影

16列以上64列未満のマルチスライスCT装置を導入、診療支援をしています。

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

当院では、診療に従事する看護師、医療事務職員等の処遇改善を目的とした「外来・在宅ベースアップ評価料」の施設基準に適合し、届け出を行っています。

●酸素の購入

医師の指示のもと在宅で酸素療法を実施する患者様に対して、必要な酸素を提供できる体制を整えています。厚生局への必要な届け出を行っています。

【明細書発行体制について】

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【オンライン資格確認について】

当院では、国の施策により、オンライン資格確認システムを導入しています。マイナンバーカードが健康保険証として利用可能になります。このシステムで取得した情報は、当院の診療にのみ利用し、適切に管理します。

【保険外負担について】

当院では、別紙のとおり実費の負担をお願いしております。詳しくは医事課職員にお問合せ下さい。

2025年 4月 1日現在
安芸高田やちよクリニック 院長

保険外負担について

【保険外負担について】

当院では、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

① 各種診断書

1, 100円／通～11, 000円／通

（必要な証明書の種類によって金額が変動しますので、受付にご相談下さい）

② 各種予防接種

インフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチン他の接種に関しては、各市町の補助等によって変動しますので、ご確認ください。

③ 自費リハビリ

5, 000円／回

保険外のリハビリテーションを希望の方にサービスを提供しています。

※ なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した 「サービス」や「物」について費用の領収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、いっさい認められていません。